

# 「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」について

～2021年1月・2月・3月の売上が、2019年比又は2020年比で50%以上減少している皆様へ～

「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」は、弘前市に本社・本店を置いて営業している事業者でも給付対象となり得るケースがあります。

## 「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」について

「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」（※以下「一時支援金」）では、2021年1月に首都圏など11都府県（栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県）に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等の方むけ「一時支援金」の申請手続きは3月8日から5月31日までとなっています。

I.弘前市は緊急事態宣言地域ではありませんが、下記①②③に該当する、弘前市に本社・本店を置いて営業している事業者で、いずれかの場合も、給付要件（対象月で比較した売上が50%以上減少）を満たし、かつ、必要な保存書類が用意できている場合は申請が可能です。

- ①緊急事態宣言地域にある、飲食店時短営業の影響を受けた事業者と直接または間接の取引がある事業者全般
- ②（弘前市は「宣言地域外で特に外出自粛の影響を受けている地域」に該当していることから）主に対面で個人向けに商品販売やサービス提供を行っている旅行関連事業者  
※ここでいう旅行関連業者とは、「飲食事業者、宿泊事業者（ホテル・旅館等）、旅客運送事業者（タクシー、バス等）、自動車賃貸業、旅行代理店、文化・娯楽サービス事業者、（博物館、美術館、動物園、植物園、水族館、公園、遊園地、公衆浴場、興業場、興業団等）、小売事業者（土産物店等）等」となります。
- ③宣言地域の個人顧客と継続した取引のある事業者

II.申請を行うには「事前確認」が必要です。

この支援金の申請はオンラインでの申請となります。手続きには、一時支援金事務局のホームページから仮登録し、申請IDを取得するほかに、「登録確認機関」で営業実態等の「事前確認」が必要です。

当所では会員事業所様を対象に「事前確認」を実施いたします。（手数料等は不要です。）

### Ⅲ. (会員事業所向け) 事前確認の手順と必要資料等について

- ①下記の関連資料を読んで、自社が該当するかを確認し、制度内容を理解してください。  
○緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金の詳細について（経済産業省）  
一時支援金事務局ホームページ <https://ichijishienkin.go.jp/>
- ②上記「一時支援金事務局のホームページ」から仮登録し、申請 ID を取得してください。  
※仮登録時に入力した電話番号も事前確認手続きの際必要となります。
- ③申請 ID 取得後、当所までお電話（TEL：0172-33-4111）にてご連絡ください。  
※お電話口で、一時支援金の事前確認の依頼である旨をお申し出ください。  
後程、FAX（FAX がない場合は窓口）にて弘前商工会議所会員専用の「一時支援金事前確認資料（全 3 枚）」（※以下「事前確認資料」）をお渡しいたします。
- ④事前確認資料に必要事項を記入し、担当者宛に FAX（FAX がない場合は郵送または窓口）にてご返送ください。
- ⑤事前確認資料の受領後、担当者がオンライン上で事前確認作業を行います。  
事前確認作業が終わりましたら、担当者よりご連絡いたします。
- ⑥事前確認後は、本申請が可能な状態となりますので、一時支援金事務局ホームページに記載の手続きに従って本申請を行ってください。

(注) 事前確認はあくまで営業実態と制度理解の確認を行うものであり、申請や採択を担保するものではありません。申請を予定している事業者様は、一時支援金事務局ホームページ等で制度内容や申請要件を正しくご理解ください。

### Ⅳ. 非会員事業所の事前確認の対応について

この「一時支援金」では、不正受給を防ぐ等の理由から、申請前に登録確認機関による営業実態などの「事前確認」が必要となります。当会議所の会員でない場合は、顧問先または融資先等の登録確認機関へ依頼するか、弘前商工会議所への入会をご検討ください。

◆「事前確認」に関するお問い合わせ：弘前商工会議所 0172-33-4111

◆一時支援金全般に関するお問い合わせ：一時支援金事務局 相談窓口

【申請者専用】TEL：0120-211-240

IP 電話等からのお問い合わせ先：03-6629-0479（通話料がかかります）